

平成十四年法律第九十四号

平成十四年法律第九十四号		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法
目次		
第一章	総則（第一条—第五条）	
第二章	役員及び職員（第六条—第十条）	
第三章	業務等（第十一条—第十九条の二）	
第四章	雑則（第二十条—第二十三条）	
第五章	罰則（第二十四条・第二十五条）	
附則		
第一章 総則		
(目的)		
第一条 この法律は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。		
(名称)		
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構とする。		
(機構の目的)		
第三条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。		
(中期目標管理法人)		
第三条の二 機構は、通則法第二条第一項に規定する中期目標管理法人とする。		
(事務所)		
第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。		
(資本金)		
第五条 機構の資本金は、石油公團法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年		

法律第九十三号。以下「廃止法」という。)附則第四条第三項及び第五条第四項の規定並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)附則第五条第三項及び第六条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

(役員及び職員の地位  
**第十条** 機構の役員及び  
年法第45号)そ

す。

(その資金を供給するためには必要な資金を含

む。)に係る債務の保証を行うこと。  
一 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化、金属鉱物の探鉱及び採掘

等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の深査をする権利（その権利を取得する

ために必要な権利を含む。) その他これに類する裁判の攻撃(機構以外の者によるこれら

する権利の取得（機構以外の者はよる。これらはの権利の取得を困難とする特別の事情がある）

場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。）を行うこと。

石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証、石

炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の深査に係る技術に関する

指導及び当該技術の実証並びに金属鉱物の探査、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する

銅 挑拂 遺銅及び製銅に係る技術に関する  
実証を行うこと。

石油等及び石炭の探鉱 地熱の探査 金属  
鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な

地層の探査に必要な地質構造の調査（石炭の探鉱に係る調査にあつては海外において行わ

れるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるものであつ

て国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域における國民

の立場においては、國民経済上重要なものであつて、國及び機構以外の者等が行うことは困難なものとして、終者達美旨

者が行うことから困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、地熱の探査に係る調

査にあつては熱源の状況の調査を含む。）並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構

造の調査（本邦周辺の海域において行われる）風力発電設備の設置に関する採算を分析する

ためのものであつて、経済的又は社会的な特性によつて国及び機構以外の者が行うことが

困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。」とあること。

は隣の、<sup>ノ</sup>を行なうと  
海外における石炭の探鉱に必要な地質構造

の調査その他石炭資源の開発に必要な調査本邦における地熱の探査に必要な地質構造の

調査（熱源の状況の調査を含む）及び海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人と共同で







務及び附則第六条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは、「石炭鉱業の構成調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」といいう)」第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十六号。整備法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。)及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。)並びにこれらに基づく命令」とする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、石炭経過業務(整備法附則第五条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に限る。第七項において同じ。)の一部を委託することができる。

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

6 第四項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人(以下この条において「受託金融機関等」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 経済産業大臣は、石炭経過業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9 第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違法性の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

10 第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違法性の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。  
(石炭経過勘定における納付金等)

第七条 機構は(石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第二項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第十一号の二及び第十六号の四の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定による貸付金のいざれもない場合を含む) 貸付金の償還されたものの合計額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合 (同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいざれもない場合を含む) 貸付金の償還されたものの合計額

経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 第一項第二号に掲げる場合 紳付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額(繰越欠損金がない場合にあっては、納付金の納付額)

四 第三条 (施行期日) 附則 (平成一六年六月一八日法律第一号) 抄  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいざれか遅い日

三 附則 (平成一六年六月一八日法律第一号) 抄  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいざれか遅い日

四 第一条 (施行期日) 附則 (平成一六年六月一八日法律第一号) 抄  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいざれか遅い日

五 第一条 (施行期日) 附則 (平成一六年六月一八日法律第一号) 抄  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいざれか遅い日

六 第一条 (施行期日) 附則 (平成一六年六月一八日法律第一号) 抄  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいざれか遅い日

七 第一条 (施行期日) 附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄  
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

第八条 附則第三条から第五条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)  
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

二 附則 (平成二二年六月二日法律第三十九号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二 附則 (平成二二年六月二日法律第三十九号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二 附則 (平成二四年九月五日法律第七十六条) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第十条の規定 公布の日

二 第三条 (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「機構法」という。)第十二条第一項第十号及び第十二号並びに同条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定(「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る)、機構法第十二条第三号の改正規定(「並びに同条第二項」を「、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改める部分(第十二条第一項第十号に掲げる業務に係る部分に限る)に限る)、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く)の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条(次号に掲げる改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五号第二項第一号の改正規定及び同項第二号への改正規定(「第三十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改める部分に限る)並びに次号に掲げる改正規定を除く)の規定

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日から施行する。



(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

**附 則** (平成二十八年一月一六日法律第

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則の経過措置) 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成三十一年一二月一四日法律第

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成三十一年一二月一四日法律第

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

**附 則** (平成三十一年一二月一四日法律第

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

**附 則** (令和二年六月一二日法律第四九

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令

で定める。

**附 則** (令和二年六月一二日法律第四九

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

**附 則** (令和二年六月一二日法律第四九

(施行期日) (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月

十六条の十一を「第六十六条の十一」に改め  
る部分に限る。)及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定を除く。)並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定(第六

附 則 (令和四年五月一八日法律第四三

号) 抄

(施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (令和四年五月二〇日法律第四六

(号) 抄

(施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後そのそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第二号を次のように改める。字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七条(見出しを含む。)

独立行政法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機

エネルギー・金属鉱物資源機

料の有効な利用の促進に関する法律第二条第

三項の改正規定、「独立行政法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機」を「独立行政法人人工

エネルギー・金属鉱物資源機」に改める部分

に加える改正規定、同法第三十三条の改

正規定並びに次条並びに附則第五条から第

九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附

則第六条中租税特別措置法(昭和三十二年法

律第二十六号)第二十八条第一項第三号、第

五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の

十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十

七条、第十八条、第二十四条から第二十六条

までの規定並びに附則第三十条の規定、経済

政策を一體的に講ずることによる安全保障の

確保に関する法律(令和四年法律第四

三号)の公布の日又は前号に掲げる規定の

施行日のいずれか遅い日

(別表第二号を次のように改める。字句は、同表の上欄に掲げる字句とする。)

二 独立行政

法人エネルギ

ー・金属鉱物

資源機

二 独立行

政法人エネルギー・

金属鉱物資源機

法」に改める。

別表第二号を次のように改め

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日のが經濟施策を一體的に講ずることによる安

全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前

である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる

字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七条(見出しを含む。)

独立行政

法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機

法」を「独立行政法人エネルギー・

金属鉱物資源機法」に改める。

別表第二号を次のように改め

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

第三十二条 この附則に規定するもの(のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第二号を次のように改め

る。

二 独立行

政法人エネルギ

ー・金属鉱物資源機

構

第三十三条 附則第一条第二号を次のように改める。

二 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

</div

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附則(令和六年五月二十四日法律第三十七号)抄**

(施行期日)

**第一条** 第二条第一項の規定によることとされる場合におけるこの従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

**第十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則(令和六年五月二十四日法律第三十八号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る)、同章第三節第三款、第六十五条(試掘に係る部分に限る)、同章第四節(試掘に係る部分に限る)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る)、第一百三十二条(第一号(第四条第一項)、第十二条第一項、第十四条第一項及び第一百二十条第一項に係る部分に限る)、第一百三十三条第二項(試掘者に係る部分に限る)、第一百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに附則第七条、第八条、第十一条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第二十一条** この法律(附則第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。